

呉市物品売払契約約款

(総則)

- 第1条 売払人及び買受人は、この契約書に基づき、仕様書等（仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令及び呉市契約規則（昭和39年呉市規則第50号）を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする物品の売払契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 売払人は、頭書記載の売却物件（以下「物品」という。）を買受人に引き渡し、買受人は、頭書記載の契約期間（以下「契約期間」という。）内に引き取り、その契約代金を支払うものとする。
 - 3 物品を引き取るために必要な一切の手段については、この契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、買受人がその責任において定めるものとする。
 - 4 この契約の履行に関して売払人と買受人との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 6 契約書の履行に関して売払人と買受人との間で用いる時刻は、日本標準時とする。
 - 7 この契約の履行に関して売払人と買受人との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、申出、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、売払人及び買受人は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、売払人及び買受人は、既に行った指示等を書面に記載し、10日以内にこれを相手方に交付するものとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。
 - 4 売払人及び買受人は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 買受人は、本契約が完了するまでの期間において、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、売払人の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 買受人は、本契約が完了するまでの期間において、物品を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、売払人の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約代金の納付)

- 第4条 買受人は、契約代金を売払人の発行する納入通知書により、指定された納付期日までに売払人に納付しなければならない。
- 2 買受人は、前項に規定する納付期日までに契約代金を納付できないときは、遅滞なく、その理由を詳記した書面をもって、売払人に対し、納付期日の延長を求め、承認を受けなければならない。なお、納付期日延長の承認があったときは、買受人は、売払人に対し、前項に定めた納付期日の翌日から、契約代金納付の日まで、契約代金に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）をもって計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(所有権の移転)

- 第5条 物品の所有権は、買受人が契約代金及び遅延利息を完納したときに買受人に移転する。

(物品の引渡時期)

- 第6条 物品の所有権が買受人に移転した日以降の売払人と買受人の両者が定める日に、売払人と買受人の立会の上、当該物品をその所在する場所から買受人に引き渡すものとし、買受人はすみやかに引き取る義務を負うものとする。

(契約不適合責任)

第7条 売払人は、前条の規定による物品の引渡し後、売り払い物件についての契約不適合責任を負わない。

(売払人の契約解除権)

第8条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) この契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 第10条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、買受人は、頭書記載の契約代金の額又は契約期間の初日における契約単価に予定数量を乗じて得た額の10分の1に相当する金額を違約金として、売払人の指定する期限までに売払人に支払わなければならない。ただし、買受人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第1項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 買受人がその債務の履行を拒否し、又は買受人の債務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 買受人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 買受人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 買受人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第9条 売払人は、第8条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 売払人は、前項の規定により契約を解除したことにより、買受人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(買受人の契約解除権)

第10条 買受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 売払人が契約に違反し、それにより契約の履行が不可能となったとき。

(2) 売払人が第8条に規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 買受人は、第1項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を売払人に請求することができる。

(不可抗力による損害)

第11条 売払人及び買受人は、天災その他の不可抗力により当該物品が滅失又は毀損した場合は、契約を解除することができる。

2 第1項の規定により契約を解除した場合において、売払人及び買受人は、損害があっても、相手方にその損害の賠償を請求しないものとする。

(解除の効果)

第12条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する売払人及び買受人の義務は消滅する。

2 買受人は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、買受人がすでに物品の引取を完了した部分がある場合には、当該引取部分に相応する契約代金（以下「既引取部分代金」という。）を売払人に支払わなければならない。

3 前項に規定する既引取部分代金の額は、売払人と買受人とが協議して定める。ただし、協議開始の日から10日以内に協議が整わない場合には、売払人が定め買受人に通知する。

(解除に伴う返還金等)

第13条 売払人は、第8条から第11条の規定により契約を解除したときは、次に定める措置をとるものとする。

(1) 買受人が支払った契約代金を返還する。ただし、買受人が支払った契約代金に、第12条第2項で定める既引取部分代金がある場合、契約代金から当該既取引部分代金を減じた金額を返還する。

また、当該返還金には利息を付さない。

(2) 買受人が負担した契約の費用は賠償しない。

(3) 買受人が当該物品に支出した必要費、有益費、その他一切の費用は補填しない。

(損害賠償)

第14条 売払人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の

賠償を請求することができる。

(遅延利息の徴収)

第15条 買受人の責めに帰すべき事由により、買受人がこの契約の基づく契約代金（既引取部分代金を含む。）、違約金又は損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、売払人は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで支払遅延防止法の率をもって計算した遅延利息を徴収する。

2 売払人の責めに帰すべき事由により、売払人がこの契約書に基づく損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、買受人はその支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで支払遅延防止法の率をもって計算した遅延利息を請求することができる。

(返還金の相殺)

第16条 売払人は第13条の規定により契約代金を返還する場合において、買受人が違約金、既引取代金及び損害賠償金を売払人に支払う義務があるときは、返還する契約代金の全部又は一部と相殺することができる。

(契約の費用)

第17条 本契約の締結及び履行に関する一切の費用はすべて買受人の負担とする。

(秘密の保持)

第18条 売払人及び買受人は、契約の履行を通じて知り得た相手方の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。契約の履行に当たる買受人の使用人も、同様の義務を負い、この違反について買受人はその責めを免れない。

(談合その他の不正行為があった場合等の解除)

第19条 売払人は、この契約に関して買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 買受人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 買受人が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(3) 買受人（買受人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑に処せられたとき。

(4) 買受人（買受人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法第198条の規定による刑に処せられたとき。

2 第8条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

3 買受人は、第1項の規定に該当するときは、契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2（ただし、同項第4号に該当するときは10分の1）に相当する金額を損害賠償金として、売払人の指定する期限までに売払人に支払わなければならない。

4 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

(役員等が暴力団関係者である場合等の解除)

第20条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 役員等（買受人が個人である場合にはその者を、買受人が法人である場合はその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 前3号に規定するときのほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 買受人の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

2 第8条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第21条 買受人は、契約の履行に当たり、暴力団等からの不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、その旨を直ちに売払人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 買受人は、前項の場合において、売払人及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 買受人は、前項の排除対策を講じたにもかかわらず、物品を引き取ることができないおそれがある場合には、売払人と協議しなければならない。

4 買受人は、前項の規定による協議の結果、物品を引き取ることができないと売払人が認めた場合には、第6条の規定により売払人と買受人の両者が定めた物品引渡日の変更を売払人に請求するものとする。

5 買受人は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに売払人に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

6 買受人は、前項の被害により、物品を引き取ることができないおそれがある場合には、売払人と協議しなければならない。

7 買受人は、前項の規定による協議の結果、物品を引き取ることができないと売払人が認めた場合には、被害届受理証明書を添えて、第6条の規定により売払人買受人両者が定めた物品引渡日の変更を売払人に請求するものとする。

（裁判等の管轄）

第22条 売払人又は買受人は、売払人と買受人との間の紛争に係る民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てについては、呉簡易裁判所又は広島地方裁判所に行う。

（補則）

第23条 この契約書及び仕様書等の中に、前各条に定めるものと相違する規定がある場合は、売払人及び買受人は、当該規定に従うものとする。

2 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて売払人と買受人とが協議して定める。

個人情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この契約による業務（以下「本件業務」という。）の実施に当たって受注者が保有することとなる個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び行政機関等匿名加工情報等（以下「個人情報等」という。）の取扱いについては、個人情報等の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令（条例及び規則を含む。）の規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、本件業務に関して知り得た個人情報等の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受注者は、本件業務の処理に従事する者（以下「業務従事者」という。）が、前項の規定を遵守するよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第3条 受注者は、個人情報等の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、個人情報等管理責任者を選任しなければならない。

3 個人情報等管理責任者は、この特記事項に定める事項を業務従事者に周知し、適切にその実施がされるよう監督しなければならない。

4 受注者は、個人情報等を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所等」という。）を定めるとともに、作業場所等に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

5 受注者は、個人情報等の取扱いに着手する前に前各項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、書面により発注者に報告しなければならない。報告した内容を変更する場合も、同様とする。

(持ち出しの禁止)

第4条 受注者は、発注者の指示若しくは依頼又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報等が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「個人情報等資料」という。）を作業場所等から持ち出してはならない。

(複写等の禁止)

第5条 受注者は、発注者の指示若しくは依頼又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報等資料を複写し、若しくは複製し、又は加工してはならない。

(収集の制限)

第6条 受注者は、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、本件業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報等を収集しなければならない。

(利用の制限)

第7条 受注者は、本件業務の目的以外の目的のために、個人情報等を受注者の内部において利用してはならない。

(提供の制限)

第8条 受注者は、この契約の本則中の規定により発注者の承諾を得て本件業務の主体的部分以外の部分を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。）に委任し、又は請け負わせる場合であって、あらかじめ発注者の書面による当該提供の承諾を得ているときを除き、本件業務の目的以外の目的のために、個人情報等を第三者に提供してはならない。

(再委託の制限)

第9条 受注者は、本件業務を処理するための個人情報等を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、前条に規定する場合であって、あらかじめ発注者の書面による当該取扱いの承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者は、前条又は前項ただし書の承諾を得て、本件業務に係る個人情報等を第三者に提供し、又は取り扱わせる場合には、個人情報等の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び発注者が指示する

事項について、当該第三者（以下「再受託者」という。）と書面により約定しなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により行う約定において、再受託者が個人情報等を他の者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

（報告及び検査）

第10条 発注者は、個人情報等を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受注者に対し、個人情報等の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

- 2 発注者は、個人情報等を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、個人情報等の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所等において検査するものとする。ただし、次に掲げる場合は、受注者からの報告書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

(1) 契約期間が1年以内の場合

(2) 遠隔地、感染症のまん延その他実地検査が困難と認められる場合

- 3 受注者は、発注者が第1項の報告を求めた場合又は前項の規定による検査（報告書の提出に代える場合を含む。）を実施する場合には、これに協力しなければならない。

（事故発生時等における報告）

第11条 受注者は、個人情報等の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、遅滞なく発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報等資料の返還等）

第12条 受注者は、本件業務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報等資料を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第13条 発注者は、受注者がこの特記事項に違反し、若しくは個人情報等の漏えい等をし、又は受注者の個人情報等の取扱いが不相当であると認められるときは、この契約を解除するとともに、発注者に生じた損害の賠償を受注者に請求することができる。